

平成 18 年 4 月 27 日  
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先  
監 査 事 務 局 総 務 課  
電 話 03-5320-7011

都議会議員が開催する会への出席に伴う公用車使用を違法・不当として  
その使用に要した経費の返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

### 2 請求書の提出

平成 18 年 3 月 7 日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

##### ア 要旨

(ア) 請求人が調査したところ、平成 18 年 2 月 23 日、多摩センター駅前「京王プラザホテル」において、こいそ明都議の「新春の集い(以下「本件集い」という。)」が開かれた。

(イ) 当日、議長、副知事、交通局長等が本件集いに公用車で乗り付けている。

(ウ) しかし、本件集いは、こいそ都議の政治活動であると思われる。

(エ) 個人の政治活動に、都議会議員が公用車を使うことは許されない。

(オ) また、同様に都庁職員も許されないと考える。

(カ) よって、以下のナンバーの公用車を使った都議及び職員は、私的に使ったものであり不当利得に当たる。

1 \*\* は、横山副知事車

2 7 \*\* は、教育長車

5 3 \*\* は、議長車

2 7 \*\* は、自民党幹事長車と思われる。

6 0 \*\*

7 6 \*\*

8 0 \*\*

8 0 \*\*

8 3 \*\*

8 3 \*\*

7 7 \*\* (中央卸売市場長車と思われる。)

3 2 \*\* (下水道局長車と思われる。)

7 1 \*\* (交通局長車と思われる。)

公用車を使用した職員、議員名は陳述までに運転日誌を提出する予定である。

#### イ 賠償請求額及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等(1日当たり50,000円分とする。)

(50,000円/1日) × 13台 = 650,000円

#### (2) 措置請求

知事、交通局長及び下水道局長は返還請求権を行使するよう求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成 18 年 2 月 23 日における次の都議会議員及び都幹部職員の公用車使用に要した経費の支出を監査対象とした。

#### (1) 都議会議員

都議会議長（以下「議長」という。）、都議会自由民主党幹事長（以下「幹事長」という。）、都議会自由民主党政務調査会長（以下「政調会長」という。）、都議会自由民主党総務会長（以下「総務会長」という。）、山崎孝明都議会議員及び古賀俊昭都議会議員

#### (2) 都幹部職員

横山副知事（以下「副知事」という。）、教育長、総務局長、建設局長、中央卸売市場長（以下「市場長」という。）、交通局長及び下水道局長

### 2 監査対象局等

#### (1) 監査対象局

財務局、中央卸売市場、交通局及び下水道局

#### (2) 関係人調査

##### ア 都議会議員

議長、幹事長、本件議員（政調会長、総務会長、山崎議員及び古賀議員をいう。以下同じ。）及びこいそ議員

##### イ 都幹部職員等

副知事、教育長、総務局長、建設局長、市場長、交通局長及び下水道局長（以下「本件幹部職員」という。）並びに議会局

### 3 証拠の提出及び陳述等

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、陳述の聴取を予定していた当日、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、請求人は、新たな証拠として平成 18 年 4 月 6 日付けで請求人が作成した「陳述書」と題する文書ほか 7 点を提出した。

また、平成18年4月7日に、財務局職員、中央卸売市場職員、交通局職員及び下水道局職員の陳述の聴取を行った。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 公用車の使用について

ア 副知事、教育長及び議長については、乗用車を専用するものとされ（東京都自動車の管理等に関する規則（昭和39年東京都規則第92号。以下「本件管理規則」という。）第8条第1項）、専用の乗用車が配車されている。

イ 局長その他知事が指定する者は、乗用車を専用することができるもの（本件管理規則第8条第2項）とされており、総務局長、建設局長及び幹事長は、乗用車を専用している。

ウ 上記ア及びイの専用車については、使用時間（本件管理規則第9条）、使用手続（本件管理規則第11条）及び使用終了報告（本件管理規則第12条）の各規定の適用が除外されている。

エ 運転者は、毎日の運転状況を運転日誌に記載することとされ（本件管理規則第13条第1項）、運転日誌が作成されている。

オ 議会の公用車のうち、専用車を除く公用車（以下「議会共用車」という。）の使用については、議長決定により、「都議会における公用車の使用要領（平成9年12月15日付9議経第282号。以下「本件使用要領」という。）」が制定されている。

カ 中央卸売市場においては、本件管理規則により、市場長車の運行管理を行っている。

キ 交通局においては、「都交通局の乗用自動車等の使用に関する要綱（昭和53年12月1日付53交総第736号。以下「本件使用要綱」という。）」により交通局長車の運行管理を行っている。

ク 下水道局においては、「局有自動車の運転管理等に関する要綱（昭和60年3月30日付59下経監第360号。以下「本件運転管理要綱」という。）」により下水道局長車の運行管理を行っている。

( 2 ) 運転日誌について

平成 1 8 年 2 月 2 3 日における公用車の使用については、表 1 のとおりである。

表 1

車両番号	使用 者	時 間	経 路
53**	議 長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 11 時 30 分まで	多摩市 ~ 新宿区 ~ 港区 ~ 都庁
27**	幹事長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 15 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 8 時 00 分まで	多摩市 ~ 都庁
80**	政調会長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 15 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 7 時 00 分から 午後 7 時 45 分まで	多摩市 ~ 都庁
		午後 10 時 45 分から 午前 0 時 15 分まで	都庁 ~ 昭島市 ~ 都庁
80**	総務会長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 15 分まで	都庁 ~ 多摩市内
		午前 0 時 00 分まで	多摩市内 ~ 新宿区内 ~ 武蔵野市内 ~ 都庁
83**	山崎議員	午後 5 時 40 分から 午後 6 時 20 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 7 時 10 分から 午後 11 時 45 分まで	多摩市 ~ 新宿区 ~ 江東区 ~ 都庁
60**	古賀議員	午後 5 時 00 分から 午後 5 時 50 分まで	都庁 ~ 日野市
		午後 10 時 00 分まで	日野市 ~ 町田市 ~ 日野市 ~ 都庁

1**	副知事	午後 5 時 15 分から 午後 6 時 10 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 10 時 00 分まで	多摩市 ~ 町田市 ~ 車庫
27**	教育長	午後 5 時 45 分から 午後 6 時 25 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 7 時 40 分から 午後 8 時 10 分まで	多摩市 ~ 教育長宅 ~ 車庫
83**	総務局長	午後 5 時 45 分から 午後 6 時 25 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 7 時 40 分から 午後 10 時 30 分まで	多摩市 ~ 局長宅 ~ 都庁
76**	建設局長	午後 3 時 10 分から 午後 5 時 30 分まで	都庁 ~ 豊島区 ~ 多摩市
		午後 9 時 30 分から 午後 11 時 00 分まで	多摩市 ~ 局長宅 ~ 車庫
77**	市場長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 10 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 9 時 30 分から 午後 11 時 00 分まで	多摩市 ~ 局長宅 ~ 車庫
71**	交通局長	午後 5 時 30 分から 午後 6 時 20 分まで	都庁 ~ 多摩市
		午後 9 時 25 分から 午前 0 時 00 分まで	多摩市 ~ 局長宅 ~ 都庁
32**	下水道局長	午後 5 時 20 分から 午後 10 時 20 分まで	都庁 ~ 多摩市 ~ 局長宅
		午後 10 時 20 分から 午後 11 時 00 分まで	局長宅 ~ 都庁

## 2 監査対象局の説明

### (1) 財務局

#### ア 執行機関専用車について

##### (ア) 執行機関専用車の趣旨について

副知事、教育長、総務局長及び建設局長は、いずれも都の執行機関の最高幹部として都政において重要な職責を担っている。

都政において重要な職責を担う執行機関の最高幹部が、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第8条に基づき専用車（以下「執行機関専用車」という。）を制度化している。これは、危機管理の一環でもある。

##### (イ) 執行機関専用車の使用について

執行機関専用車は、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などについて本件管理規則上特段の定めがない（本件管理規則第9条）。また、個々の使い方については、それぞれのケースに応じて本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていないが、重要な職責を担う者がその職責を全うするために、緊急時等において迅速かつ適切な行動が取れるよう、使用することが前提とされている。

##### (ウ) 運行手続きについて

専属運転手については、専用する者の就任時に財務局経理部輸送課で決定する。

専属運転手は、専用する者の指示に従い、執行機関専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

##### (エ) 本件監査請求にかかる事実関係について

###### a 副知事専用車

午後5時15分頃に都庁を出発し、午後6時10分頃、多摩市落合一丁目で副知事が降車した。午後6時45分頃に同地点で副知事が乗車し、午後9時15分頃、自宅へ送った後、帰庫した。

b 教育長専用車

午後 5 時 45 分頃に都庁を出発し、午後 6 時 25 分頃、多摩市落合一丁目で教育長が降車した。午後 7 時 40 分頃に同地点で教育長が乗車し、午後 7 時 50 分頃、自宅へ送った後、帰庫した。

c 総務局長専用車

午後 5 時 45 分頃に都庁を出発し、午後 6 時 25 分頃、多摩市落合一丁目で総務局長が降車した。午後 7 時 40 分頃に同地点で総務局長が乗車し、午後 9 時 20 分頃、自宅へ送った後、帰庫した。

d 建設局長専用車

午後 3 時 10 分頃に都庁を出発し、午後 3 時 50 分頃、豊島区巢鴨一丁目で建設局長が降車した。午後 4 時 30 分頃に同地点で建設局長が乗車し、午後 5 時 30 分頃、多摩市落合一丁目で建設局長が降車した。午後 9 時 30 分頃に同地点で建設局長が乗車し、午後 10 時 30 分頃、自宅へ送った後、帰庫した。

(オ) 本件監査請求について

執行機関専用車は、都政において重要な職責を担う者がその職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があることから、本件管理規則により専用すべく措置された公用車であり、自宅との送迎を含めて運行している。

本件請求における執行機関専用車の使用については、専用する者の判断のもとに運行されている。また本件出席は、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためのものであるととも、社会的儀礼の範囲のものでもある。

イ 議会公用車について

(ア) 議会専用車の趣旨について

議長及び幹事長は、いずれも都議会を運営するという重要な職責を担っており、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第 8 条に基づき専用車（以



下「議会専用車」という。)を制度化している。

(イ) 議会専用車の使用について

議会専用車は、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などについて本件管理規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。また、議会専用車の使用は、専用する本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていない。

(ウ) 議会共用車の趣旨について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ政治的活動をもって都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公務員とは自ずと性格を異にしている。

そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、本件使用要領を定め、議会専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。本件使用要領が、都議会各会派の申し合わせを受け、議長により決定されたものであることなどから、財務局としては、本件使用要領を都議会議員の公用車使用の基準とし、これに基づき議会共用車を運行している。

(エ) 運行手続きについて

a 議会専用車

専属運転手については、専用する者の就任時に財務局経理部輸送課において決定する。

専属運転手は、専用する者の指示に従い、議会専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

b 議会共用車

運行については、本件使用要領に基づく議会局からの配車依頼を受け、行っている。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

(オ) 本件監査請求にかかる事実関係について

a 議長専用車

午後5時30分頃に都庁を出発し、午後6時30分頃、多摩

市落合一丁目で議長が降車した。午後7時頃に同地点で議長が乗車し、午後7時40分頃、新宿区西新宿二丁目で降車した。午後11時頃、自宅に送った後、帰庫した。

b 幹事長専用車

午後5時30分頃に都庁を出発し、午後6時15分頃、多摩市落合一丁目で幹事長が降車した。午後7時15分頃に同地点で幹事長が乗車し、午後8時頃、都庁で幹事長が降車した後、帰庫した。

c 政調会長が使用した議会共用車

午後5時30分頃に都庁を出発し、午後6時15分頃、多摩市落合一丁目で政調会長が降車した。午後7時頃に同地点で政調会長が乗車し、午後7時45分頃、都庁で降車した。午後10時45分頃に都庁を出発し、午後11時30分頃、自宅に送った後、帰庫した。

d 総務会長が使用した議会共用車

午後5時30分頃に都庁を出発し、午後6時15分頃、多摩市落合一丁目で総務会長が降車した。午後7時頃に同地点で総務会長が乗車し、午後7時30分頃、新宿区西新宿二丁目で降車した。午後11時30分頃、自宅に送った後、帰庫した。

e 山崎議員が使用した議会共用車

午後5時40分頃に都庁を出発し、午後6時20分頃、多摩市落合一丁目で山崎議員が降車した。午後7時10分頃に同地点で山崎議員が乗車し、午後7時45分頃、新宿区西新宿二丁目で降車した。午後10時50分頃に新宿区西新宿二丁目で山崎議員が乗車し、午後11時15分頃、自宅に送った後、帰庫した。

f 古賀議員が使用した議会共用車

午後5時頃に都庁を出発し、午後5時50分頃、日野市多摩平六丁目で古賀議員が乗車し、午後6時30分頃、多摩市落合一丁目で降車した。午後7時頃に同地点で古賀議員が乗車し、町田市高ヶ坂を経て、午後9時15分頃、自宅に送った後、帰庫した。

(カ) 本件監査請求について

議会専用車は、都議会において重要な職責を担う者がその職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があることから、本件管理規則により専用すべく措置された公用車であり、自宅との送迎を含めて運行している。

本件請求における議会専用車の使用については、専用する者の判断のもとに運行されている。また、本件出席は、本件使用要領の公務の例示「(11) その他議会活動の上で必要とされる場合」と同様の理由により運行している。

議会共用車は、都議会において、議員活動の特殊性から本件使用要領を定め、議会専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。財務局では、この本件使用要領に基づき議会共用車を運行している。

本件請求における議会共用車の使用については、本件使用要領の公務の例示「(11) その他議会活動の上で必要とされる場合」に該当するものとして運行している。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

ウ 今後の対応について

財務局としては、今後とも本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

(2) 中央卸売市場

ア 市場長車の趣旨について

市場長は、都の執行機関である中央卸売市場の最高責任者として、都政において重要な職責を担っている。

市場長は、その職責を全うするため、11市場等各所への移動時にあっても常に連絡が取れ、また、食品危害発生など緊急時において迅速かつ適切な行動を取る必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第8条に基づき、市場長車を設置している。

なお、中央卸売市場は、公営企業会計を適用していることから、市場長車として、局独自に設置しているものである。

イ 市場長車の使用について

市場長車は、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などにつ

いて本件管理規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。また、個々の使い方については、それぞれのケースに応じて本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていないが、重要な職責を担う市場長がその職責を全うするために、緊急時等において迅速かつ適切な行動が取れるよう使用することが前提とされている。

ウ 運行手続きについて

専属運転手については、毎年度当初、中央卸売市場管理部総務課において決定する。

専属運転手は、使用する者の指示に従い、市場長車を運行する。

運行状況については、運転日誌により、中央卸売市場管理部総務課が管理している。

エ 本件監査請求にかかる事実関係について

午後5時30分頃、都庁を出発し、午後6時10分頃、多摩市で市場長が降車した。午後9時30分頃、多摩市で市場長が乗車し、午後10時30分頃自宅前に送った後、帰庫した。

オ 本件監査請求について

市場長は、局の最高責任者として重要な職責を担っており、移動の際にも常に連絡を取ることが可能であり、また、緊急時においても迅速かつ適切な行動が取れる手段を確保するため、自宅との送迎も含め運行しているものである。

また、本件出席は、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためのものであるとともに、社会的儀礼の範囲でもありと判断したもので、適正なものと考えている。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

カ 今後の対応について

中央卸売市場としては、今後とも、本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

(3) 交通局

ア 交通局長車の趣旨について

交通局長は、都営交通を代表する管理者であり、都営地下鉄や都営バスなど都市活動を支える重要な交通機関を経営し、都民生活に

不可欠なサービスを提供する重要な職責を担っている。災害や事故など緊急事態が発生した場合、的確な情報を把握し、迅速な指示を行うため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から交通局長車を設けている。

イ 運行手続きについて

専属運転手については、毎年度当初、交通局総務部総務課において決定する。

専属運転手は、交通局長又は本件局長車を必要とする者の指示に従い、交通局長車を運行する。

運行状況については、運行日誌により、交通局総務部総務課が管理している。

ウ 本件監査請求にかかる事実関係について

午後5時30分頃に、都庁第二本庁舎2階玄関を出発、午後6時20分頃、京王プラザホテル多摩で交通局長が降車した。

午後9時25分頃、交通局長が乗車の上、京王プラザホテル多摩を出発し、午後11時10分頃、自宅へ送った後、帰庫した。

エ 本件監査請求について

本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためのものであり、また、都営交通の代表者という立場から招待を受けて出席したものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、交通局長車を使用した。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

オ 今後の対応について

交通局としては、今後とも、本件使用要綱に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

(4) 下水道局

ア 下水道局長車の趣旨について

下水道局総務部総務課では、本件運転管理要綱に基づき、公用車の運転管理をしている。

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善、雨水の排除に

よる浸水の防除、公共用水域の水質保全などをその役割とする都市に不可欠な事業であり、お客様である都民の安全・安心・快適な生活環境の確保のために、下水道施設を24時間稼働させなければならない重要な役割を持っている。

下水道局長は、下水道事業の最高責任者として事業を運営する重い職責を担っており、都公営企業組織条例（昭和27年東京都条例第81号）及び都下水道局長委任条項（昭和47年東京都規則第15号）により、都公営企業管理者及び下水道事業管理者に位置づけられている。

また、公営企業管理者として、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）上、知事の権限として留保されているものを除き、予算原案作成権や契約締結権限など公営企業の経営に関し広範かつ包括的な権限を有している。

下水道局長は、下水道事業の最高責任者として、平常時のみならず、浸水被害、地震災害や事故などの緊急事態が発生した場合には特に、的確に情報を把握し、迅速に指示・連絡を行う必要がある。

こうした職責を全うし、危機管理を適時適切に行うため、通勤時はもとより各所への移動時にも常に連絡が取れる体制を確保するとともに、不時の災害等の緊急時においても迅速かつ適切な行動を取れる万全な体制を期する必要があることから、乗用車を局長車として専用使用できるように設置している。

#### イ 本件監査請求にかかる事実関係について

午後5時20分頃、都庁を出発し、多摩市で下水道局長が降車した。再び多摩市で下水道局長が乗車し、午後10時20分頃に自宅へ送った後、午後11時頃に都庁内の車庫に戻った。

#### ウ 本件監査請求について

下水道局長は下水道事業の最終的な責任者であり、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れ、また、緊急時には迅速かつ適切な行動が取れる万全の体制を確保する必要がある。

こうした必要から、下水道局長が本件集いに出席する場合においても、下水道局長車を配車したものである。また、本件出席は、職

務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためのものであるとともに、社会的儀礼の範囲のものでもある。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

#### エ 今後の対応について

下水道局としては、今後とも、本件運転管理要綱に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

### 3 関係人調査

(1) 本件集いについて、関係人調査を行った、こいそ議員から、次のような説明があった。

本件集いは、都議会での活動の実績や今後の取り組み方針・姿勢、都政の動向、地域の課題等について、地元支持者等に報告するとともに親睦を図るために開催したものである。

来賓として招いた、議長・幹事長等の都議会関係者や副知事・教育長等の都幹部職員、地元多摩地域の市長、市議会議員、各種団体の関係者などから挨拶等を通して都政の課題や多摩地域の要望等が述べられることは、それぞれの立場からの主張や考えをお互いに理解する上で貴重な機会であると考えている。また、住民にとっては、なごやかな雰囲気の中で、都議会議員や都幹部職員に地域の要望等を直に伝えることができる、またとない機会である。

都議会議員等にとっては地域の要望を聞き広く政策立案に活かすための情報収集の場でもある。さらに、都政の方針等についての理解を得る重要な機会であり、議会活動そのものであると認識している。

今回の集いにおいて、750名に及ぶ出席を得ている。

本件集いは、多摩市議会議員時代から毎年継続して開催しており、現在の形態で実施しているのは、平成10年からで、今回で9回目になる。

( 2 ) 執行機関専用車、市場長車、交通局長車及び下水道局長車(以下「執行機関・企業管理者専用車」という。)の使用について

表 2

関係人	使用についての考え方
副知事	<p>副知事は、知事の命を受け、都政運営の責任者として昼夜を問わず都民から課せられた広範な責任を負っている。こうした職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れる等、万全を期す必要があり、専用車を使用している。</p> <p>本件集いについては、こいそ議員から挨拶を依頼されるなど、「副知事」として出席したものであり、本件集いに出席したことは、社会的儀礼の範囲であると考えている。</p> <p>専用車の使用については、以上の専用車を必要とする理由によるものである。</p>
教育長	<p>教育長は、生徒・教職員等の安全や学校施設を管理する教育庁の最高責任者であるとともに、幅広く都政全般に関与する重要な職責を担っており、万全な連絡体制を確保することから、専用車を使用している。</p> <p>本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、都幹部職員として招待を受けたものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、専用車を使用した。</p>
総務局長	<p>総務局長は、都の区市町村等の行財政運営に関する連絡調整や防災・危機管理等、都の複数局にわたる事業の連絡調整などを所管する総務局の最高責任者として重要な職責を担っている。</p> <p>専用車の使用目的は、こうした職責を全うするため、各所への移動時にあっても、常に迅速に所属職員を指揮し、関係諸機関と連絡が取れるなど万全を期し、機動性を確保することにあると認識している。</p> <p>本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席する</p>



	<p>ことは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、都幹部職員として招待を受けたものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、専用車を使用した。</p>
建設局長	<p>建設局は、多くの道路、河川、公園の整備や管理を所管している。建設局長は、災害等に際して、迅速に職員を指揮し、的確に危機管理を行う職責を有しており、臨機に行動を取ることが必要であることから、専用車を使用している。</p> <p>都民の代表である都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、都幹部職員として招待を受けたものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、専用車を使用した。</p>
市場長	<p>市場長は、局の最終的責任者として重要な職責を担っており、食品危害発生など緊急時において迅速かつ適切な行動を取る必要があることから、市場長車を使用している。</p> <p>本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、都幹部職員として招待を受けたものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、市場長車を使用した。</p>
交通局長	<p>交通局長は、都営交通を代表する管理者として都民生活に不可欠なサービスを提供する重要な職責を担っている。事故や災害等緊急事態が発生した場合、的確な情報を把握し、迅速な指示を行うため、常に連絡が取れるなど万全を期す必要があることから局長車を使用している。</p> <p>本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためのものであり、また、都営交通の代表者という立場から招待を受けたものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、局長車を使用した。</p>

下水道局長	<p>下水道局長は、下水道事業の最高責任者として事業を運営する重要な職責を担っており、危機管理を適時適切に行う必要があるため、通勤時はもとより各所への移動時にも常に連絡が取れる体制を確保するとともに、不時の災害等の緊急時においても迅速かつ適切な行動を取れる万全な体制を期する必要がある。このことから、乗用車を局長車として専用使用できるよう設置している。</p> <p>都民の代表である都議会議員が開催する会合に出席することは、職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、下水道事業の代表者という立場で招待を受け出席したものであることから、社会的儀礼の範囲のものと考え、局長車を使用した。</p>
-------	---

( 3 ) 議会公用車の使用について

ア 議員

表 3

関係人	使用についての考え方
議長	<p>本件については、こいそ議員から「都議会議長」として招待を受け、都議会を代表する「議長」の立場から出席し挨拶をしたものである。</p> <p>そのため、本件集いに専用車を使用して出席したことは、都議会を代表する議長として社会的儀礼の範囲の公務であり、当然認められるものと考えている。</p> <p>なお、他の同様の「会」への出席については、議長として招待があれば会派を問わず、日程調整の上、出席する。</p>
幹事長	<p>本件については、こいそ議員から招待を受けるとともに挨拶を依頼され、「幹事長」の立場で、出席したものである。</p> <p>本件集いは、多摩地域における都政への要望を聴取し、地域の課題を総合的に把握するとともに、都政に対する方針を伝え理解を得るための貴重な意見交換の機会である。</p>

	<p>議会活動上、地域の切実な要望等を直接把握することは、議員として最も優先すべき役割である。</p> <p>本件集いに出席したことは、重要な議会活動であり、専用車の趣旨に沿った使用に当たると認識している。</p>
政調会長	<p>本件については、こいそ議員から、「政調会長」として、招待を受け出席したものであり、来賓として紹介を受けている。</p> <p>本件集いは、多摩地域における都政への要望を、地域の行政関係者や住民から直接聴取することができるとともに、都政に対する方針を示し理解を得るための貴重な意見交換の機会である。</p> <p>本件集いに出席したことは、議会活動そのものであり、公用車の使用は、本件使用要領に適合するものであると認識している。</p>
総務会長	<p>本件については、こいそ議員から、「総務会長」として、招待を受け出席したものであり、来賓として紹介を受けている。</p> <p>本件集いは、多摩地域における都政への要望を広範に聴取し、地域の課題を把握できるとともに、都政に対する考え方を地域に示すことができる貴重な意見交換の機会である。</p> <p>本件集いに出席したことは、議会活動そのものであり、公用車の使用は、本件使用要領に適合するものであると認識している。</p>
山崎議員	<p>本件については、こいそ議員から招待を受け出席し、来賓として紹介を受けたものである。</p> <p>本件集いは、地元首長や議会関係者、住民の方々と多摩地域の課題について直接意見交換ができる貴重な機会である。区部選出の議員として、多摩地域の課題を含めて都政全般を見渡し、都民の様々な意見に耳を傾け、要望を把握していくことは重要である。このことは、議員の幅を広げ議員としての資質向上を図っていく上で必要である。</p> <p>本件集いに出席したことは、議会活動そのものであり、公</p>

	<p>用車の使用は、本件使用要領に適合するものであると認識している。</p>
古賀議員	<p>本件については、こいそ議員から同じ多摩地域選出の都議会議員として招待を受け出席し、来賓として紹介を受けたものである。</p> <p>本件集いには、多摩地域の自治体の首長や議会関係者、各種団体等の代表者や地域住民が参加しており、同じ多摩地域の都議会議員として、地域の要望を直接把握できる貴重な意見交換の機会である。議会活動を報告するために広く有権者に呼びかけて開く会合は100%公的なものである。</p> <p>本件集いに出席したことは、議会活動そのものであり、公用車の使用は、本件使用要領に適合するものであると認識している。</p>

## イ 議会局

### (ア) 都議会議員が開催する会合への出席について

本件集いへは、私人としてではなく、都議会議員という公人の立場で出席している。

本件集いには、副知事をはじめとする都幹部職員、都議会議員、地元首長・議員、多摩地域を中心とした各種団体など各界関係者が多数出席しており、都政全般にわたる報告や意見交換の場となっている。このような会合は、都議会議員が各界との情報交換や意思の疎通を図る上で、絶好の機会であり、このような場で得られたものは、その後の都政・都議会運営に確実に反映され、議会の充実・活性化に有益に働くものと理解しており、議会活動とみなされるものである。

### (イ) 議会公用車の使用について

#### a 議長専用車の使用について

議長は、都議会を代表する者であり、非常に重い職責を担うとともに、各種会議、行事等への出席などその活動は広範にわたっている。

本件集いに、都議会を代表する「議長」としての立場で招待

を受けて出席し、挨拶を行ったことは、議長としての議会活動であり、社会的儀礼の範囲でもあることから、議会専用車の趣旨に沿った使用である。

b 幹事長専用車の使用について

幹事長は、会派を代表し、幅広く様々な活動を行っており、議長や副議長に準ずる重い職責を担っている。

都政全般についての報告や意見交換の場である会合への出席は、重要な議会活動であるとともに、「幹事長」としての立場で招待を受け、挨拶を行ったことは、社会的儀礼の範囲でもあり、議会専用車の趣旨に沿った使用である。

c 議会共用車の使用について

本件集いのような会合に都議会議員として出席することは、議会の充実・活性化に資する議会活動に有益なものであり、本件使用要領の公務の例示「( 1 1 )その他議会活動の上で必要とされる場合」の使用に当たる。

#### 4 判 断

本件請求において請求人は、こいそ議員が開催した本件集いは個人の政治活動であり、都議会議員及び都庁職員が本件集いへの出席に公用車を使用したことは、個人の政治活動である会への出席に公用車を使用したものとして許されず、当該経費の支出は違法・不当であると主張し、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

( 1 ) 本件集いについて

本件集いは、こいそ議員が、都議会での活動の報告や地元支持者等との親睦を図るために開催したものであり、来賓として招いた都議会議員や都幹部職員、多摩地域の各種団体関係者などが挨拶等を通して都政の課題や多摩地域の要望等を述べる場であるとともに、都議会議員や都幹部職員にとっては情報収集・意見交換の場でもあることが、関係人調査を行った議長、幹事長、本件議員及び本件幹部職員の説明

から、認められる。

( 2 ) 執行機関・企業管理者専用車の使用について

ア 執行機関・企業管理者専用車の趣旨について

- (ア) 本件請求にかかる副知事、教育長、総務局長及び建設局長には、本件管理規則第 8 条に基づき執行機関専用車が制度化されている。その趣旨としては、副知事、教育長、総務局長及び建設局長は、いずれも都の執行機関の最高幹部として都政において重要な職責を担っており、その職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から制度化するとともに、これは危機管理の一環でもあるとする財務局の主張については、職責の重さや危機管理の重要性に鑑み、理解できる。
- (イ) 執行機関専用車は、職務の遂行に資するとともに危機管理の一環としても運行されており、使用を前提とし、個々の使用については専用する本人が判断すべきこととされているとする財務局の説明がなされた。執行機関専用車の使用に当たっては、その妥当性について社会通念に照らして判断されていると考えられることから、執行機関専用車は、社会通念上差し控えるべき場合を除き、使用が前提となっているものと解される。
- (ウ) 市場長車、交通局長車及び下水道局長車は、局が独自に管理しているものの、その趣旨及び運行については、執行機関専用車と同様であることが、認められた。

イ 本件集いへの出席にかかる執行機関・企業管理者専用車の使用について、関係人調査における事実関係に関する主張は次のとおりである。

本件幹部職員は、いずれも都の執行機関の最高幹部として都政において重要な職務を担っていることから、緊急時を含め、万全の連絡体制を確保する必要があり、執行機関・企業管理者専用車を使用している。

本件集いのような都議会議員が開催する会合に出席することは、

職務を円滑に遂行する上で必要となる情報収集や意見交換のためであり、また、都の特別職・局長という幹部職員としての立場で招待を受けたことから、社会的儀礼の範囲と考え、執行機関・企業管理者専用車を使用した。

ウ 以上のことから、本件幹部職員が、本件集いへ出席するに当たり、執行機関・企業管理者専用車を使用したことは、情報収集や意見交換のためであるとともに、社会的儀礼の範囲のものであり、社会通念上、執行機関・企業管理者専用車の使用を差し控えるべき場合には当たらないものと解される。

(3) 議会公用車の使用について

ア 議会公用車の趣旨について

(ア) 議会専用車について

本件請求にかかる議長及び幹事長には、本件管理規則第8条に基づき議会専用車が制度化されている。その趣旨としては、議長及び幹事長は、いずれも重要な職責を担っており、その職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から制度化しているとする財務局の主張については、職責の重要性に鑑み、理解できる。

(イ) 議会共用車について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ政治的活動をもって都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公務員とは自ずと性格を異にしている。そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、議員の公用車の使用について、議長決定により、本件使用要領を定め、議会専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。このことから、議会共用車の使用については、議会が自主的に使用基準を設け、適切な使用に取り組んでいることが認められる。

イ 本件集いへの出席にかかる議会公用車の使用について、関係人調査における事実関係に関する主張は次のとおりである。

(ア) 議長及び議会局の主張

議長は、都議会を代表する者であり、非常に重い職責を担うとともに、各種会議、行事等への出席などその活動は広範にわたる。

本件集いには、都議会を代表する議長としての立場で出席し、挨拶を行った。都議会議員が都政報告等を行う会合に、「議長」として招待を受けて出席することは、議会活動として、社会的儀礼の範囲の公務であり、議会専用車の趣旨に沿った使用である。

(イ) 幹事長及び議会局の主張

幹事長は、会派を代表し、議会運営において幅広く様々な活動を行うなど重い職責を担っている。本件集いには、「幹事長」としての立場で招待を受け出席し、挨拶を行ったが、これは社会的儀礼でもある。

本件集いは、都政への要望を把握するとともに、都政に対する方針等を伝える機会でもある。都政に対する地域の要望等を直接把握することは、議会活動上、議員として最も優先すべき役割であり、議会専用車の趣旨に沿った使用である。

(ウ) 本件議員及び議会局の主張

本件集いには、役職や都議会議員としての立場で出席し、来賓として紹介を受けた。本件集いは、都政全般にわたる報告や意見交換を行う場となっていることから、議会の充実・活性化に有益に働くものと理解しており、重要な議会活動である。

このため、本件議会共用車の使用は、本件使用要領の公務の例示「( 1 1 ) その他議会活動の上で必要とされる場合」に当たる。

ウ 以上のことから、本件集いに出席するに当たり、議長及び幹事長が議会専用車を使用したことについては、それぞれ議長及び幹事長という公的な立場で出席したものであり、議会活動であるとともに、社会的儀礼の範囲であること、また、本件議員が議会共用車を使用したことについては、本件使用要領に則した使用であることとする主張は、認められる。



( 4 ) よって、本件集いへの出席に、本件幹部職員並びに議長、幹事長及び本件議員が公用車を使用したことについては、違法・不当であるとはいえない。

## 5 結 論

本件幹部職員の公用車使用については、社会通念上認められる範囲を逸脱したものとは認められない。また、議長、幹事長及び本件議員の公用車使用についても、議会活動の範囲を逸脱したものとは認められない。

したがって、都庁職員及び都議会議員の公用車使用が、私的使用に当たり、公用車使用にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

注 公用車のナンバーについては、運行上の安全に配慮し、下 2 桁を非表示とした。

## 資料（東京都職員措置請求書等）

### 都知事、交通局長及び下水道局長・本件財務会計責任者に関する措置請求

請求人が調査したところ、平成 18 年 2 月 23 日、多摩センター駅前「京王プラザホテル」においてこいそ明都議の「新春の集い」（以下「本件集い」という）が開かれた。

当日、議長、副知事、交通局長等が本件集いに公用車で乗り付けている。

しかし、本件集いは、小磯都議の政治活動であると思われる。

個人の政治活動に都議会議員が公用車を使うことは許されない。

また、同様に都庁職員も許されないと考える。

よって、以下のナンバーの公用車を使った都議・職員は、私的に使ったものであり不当利得に当たる。

よって、都知事、交通局長及び下水道局長は返還請求権を行使するよう求める。

1**	80**	1**は	横山副知事長車
27**	83**	27**は	教育長車
53**	83**	53**は	議長車
27**	77**（中央卸売市場長車と思われる）	27**は	自民党幹事長車と思われる。
60**	32**（下水道局長と思われる）		
76**	71**（交通局長車と思われる）		
80**			

公用車を使用した職員・ギ員名は陳述まで運転日誌を提出する予定である。

#### 2) 賠償請求額、及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等(1日当たり 50,000 円分とする。)

(1日/50,000 円) × 13 台 = 650,000 円

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載。ただし、車のナンバーについては、運行上の安全に配慮し、下2桁を非表示とした。)

#### 事実証明書

- ア 請求人作成の陳述書と題する文書
- イ 平成18年2月23日付庁有車運転日誌
- ウ 登録事項等証明書